

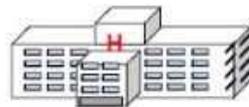
勤務医の労働時間短縮の推進（地域医療介護総合確保基金区分VI）

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、以下の財政的支援を行う。
 ⇒地域医療の確保を目的として都道府県が医療機関向け補助を実施

地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。
 （補助に当たっては客観的要件を設定）



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導などに取り組み、かつ、時短計画を定めるなどを条件に交付する。



医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施

医療機関において医師の労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



支援



補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助する。

〔参考〕 補助対象医療機関（国の交付要綱）

○地域医療介護総合確保基金管理運営要領

別記3 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

対象医療機関

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

交付要件

- 36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は960時間を超えた36協定の締結を予定若しくは検討していること
- 2024年までに、(B) 水準対象業務に従事予定の医師については年の時間外・休日労働時間の上限が1860時間以下、それ以外の医師については960時間以下となるよう、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること

地域医療勤務環境改善体制整備事業に係る令和4年度2次募集及び令和5年度活用要望調査について

地域医療勤務環境改善体制整備事業にかかる令和4年度及び令和5年度活用要望調査を実施します。県内の医療施設で本事業の活用を希望される場合は、下記により要望調査に回答してください。

事業概要

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要するICT等機器、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等を助成します。

[PDF 事業概要 \(PDF : 92KB\)](#)

[PDF 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱 \(PDF : 111KB\)](#)

補助対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（以下「計画」という。）」に基づく取組を総合的に実施する事業

（取組例）

- 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- 当直明けの勤務負担の緩和
- 複数主治医制の導入
- 女性医師等に対する短時間勤務等、多様で柔軟な働き方の推進
- タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等

上記の総合的な取組にかかる経費をパッケージとして補助する。

補助対象経費

計画策定以降における総合的な取組に要する令和4年度中の経費

（経費例）

1.資産形成経費

ICT等費用（電子カルテ、勤怠管理システム等）、休憩室整備費用等

2.その他経費（人件費、アドバイス経費等）

改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等

対象医療機関



以下の1～4のいずれかに該当し、交付要件を満たすもの。（ただし、診療報酬において令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。）

1.救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

2.救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア.夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ.離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

3.地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア.周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ.脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

4.その在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

（1及び2の救急医療に係る実績は、令和4年1月から12月までの1年間における実績見込みとする。）

交付要件

次の1～4のいずれをも満たすこと。

1.勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

2.月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

3.医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、以下の事項など記載した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。

ア.医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容

イ.勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ.前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ.予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

オ.当直翌日の業務内容に対する配慮

カ.交替勤務制・複数主治医制の実施

キ.育児・介護休業法第23条第1項若しくは第3項又は第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

4.勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

提出書類・提出先

（1）令和4年度（2次募集）

令和5年3月31日までに実施完了可能な医療機関を対象とします。令和4年度予算の範囲内での事業実施となるため、要望調査票等の提出をもって、補助が確約されるものではありませんので、あらかじめ御承ください。

活用を希望される場合は、要望調査票（令和4年度2次募集）及びチェックシートを御提出ください。



(2) 令和5年度募集

令和5年度に事業を実施する医療機関を対象とします。国（厚生労働省）から令和5年度事業計画書の提出依頼があった場合は、当該要望調査において回答いただいた医療機関のみを対象としますので、御注意ください。

活用を希望される場合は、要望調査票（令和5年度）及びチェックシートを御提出ください。

提出書類

[Excel 要望調査票（令和4年度2次募集）（EXCEL：12KB）](#)

[Excel 要望調査票（令和5年度）（EXCEL：12KB）](#)

[Excel チェックシート（共通）（EXCEL：14KB）](#)

提出方法

電子メールで保健医療福祉課医務係（imushika@pref.kagoshima.lg.jp）まで御提出ください。

なお、件名は「地域医療勤務環境改善体制整備事業要望調査（2次募集）」又は「地域医療勤務環境改善体制整備事業要望調査（令和5年度）」としてください。

提出期限

令和4年9月21日（水曜日）

注意事項

令和4年度2次募集への要望額が予算額を超過した場合、計画の見直し、令和5年度事業での実施等を御検討いただく場合がございます。あらかじめ御了承ください。

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

くらし保健福祉部保健医療福祉課
電話番号：0992862707



鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111